

# 東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画(令和7年度改定)の概要

## 計画の目的

○本市における住宅・建築物の耐震化に関する施策を計画的に展開することにより、地震時の建物の倒壊等に起因する人的被害及び経済被害を軽減し早期復旧・復興に寄与することを目的とするとともに、市民の生命と財産を保護し、市内の住宅・建築物について耐震診断・耐震改修等を計画的・総合的に促進するための指針として策定するものです。

## 改定の背景

○耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき大阪府内の住宅・建築物の耐震化の指針となる計画である「新・住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画)」が令和7年度に策定された。  
○本市においても、平成19年度の策定、平成28年度に改定を行った「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」が目標年度を迎えたことから、関連計画との整合を図り、社会経済情勢等の変化に対応し、今後の耐震化促進の指針との改定を令和7年度に行った。

## 耐震化の現状

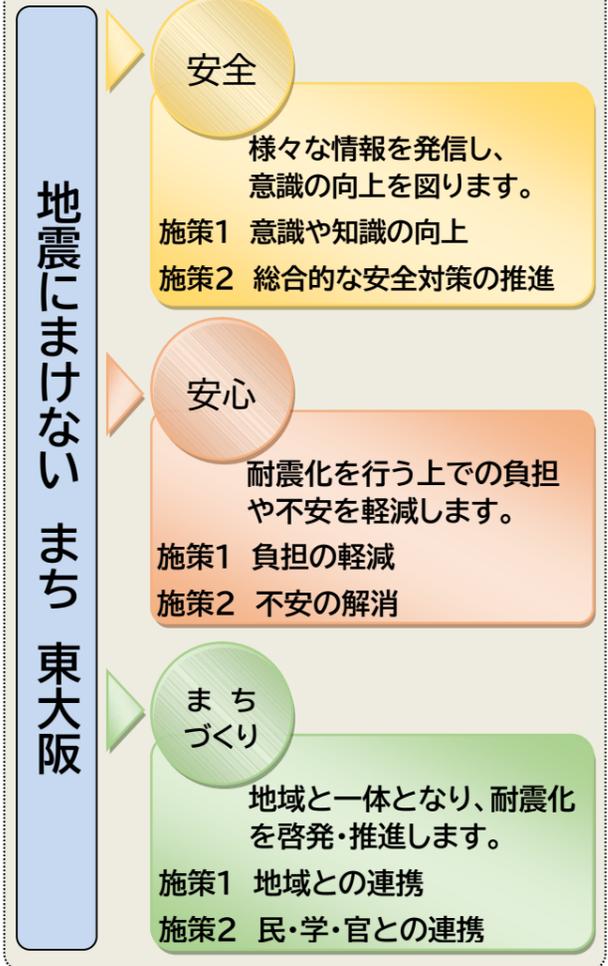
■住宅	
現在(令和7年度)	
総数:233,654戸	
○耐震性を満たす 210,494戸 <b>(90%)</b>	○耐震性が不十分 23,160戸 (10%)
木造戸建住宅 92,552戸 ○耐震性を満たす 74,139戸 <b>(80%)</b> ○耐震性が不十分 18,413戸 (20%)	共同住宅等 141,102戸 ○耐震性を満たす 136,355戸 <b>(97%)</b> ○耐震性が不十分 4,747戸 (3%)
■多数の者が利用する大規模建築物	
現在(令和7年度)	
総数: 11棟(民有・市有あわせて)	
○耐震性を満たす 9棟 <b>(81%)</b>	○耐震性が不十分 2棟(19%)

### 計画の期間

○令和8年度から令和17年度までの10年間とする。  
○なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化、関連する計画との整合性などから、概ね5年を基本として計画の見直しを検討する。

### 耐震化の促進に関する基本方針等

○耐震化が必要な住宅・建築物の所有者等が耐震化への理解を深め、耐震改修等に取り組めるよう各種情報の提供や支援策などの検討を行い、「耐震化」と「減災化」の重層的な働きかけによる総合的な震災対策により「人命を守ること」を最優先として「安全・安心」の向上に努める。  
○住宅・建築物の耐震化を図ることは、住環境や都市環境などのまちの魅力向上にもつながることから、「まちづくり」の視点から地域一体となって耐震化を進める。



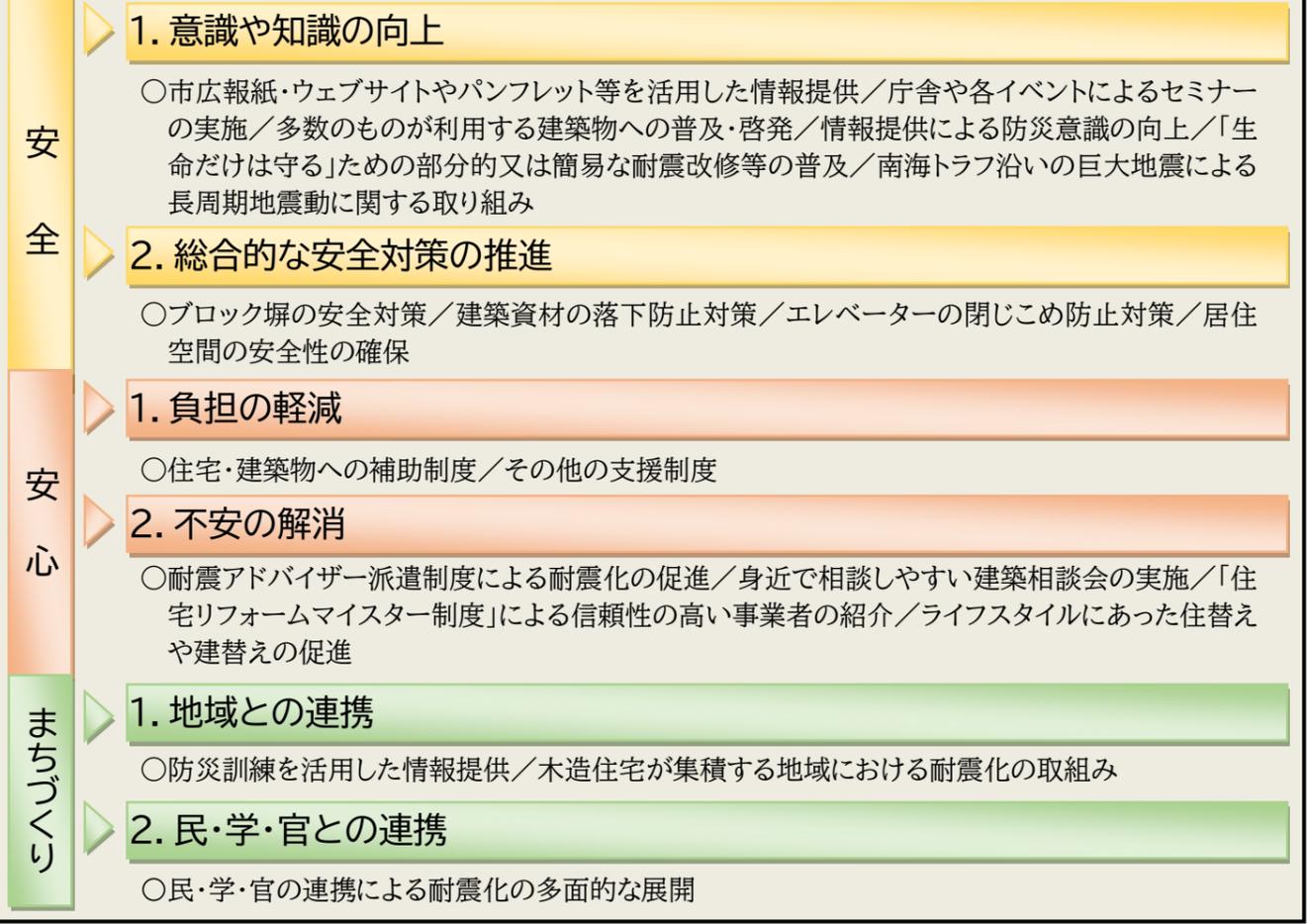
## 基本目標

- ### 【耐震化率の目標】
- ①住宅 令和17年度までにおおむね解消
  - ②多数の者が利用する大規模建築物 令和12年度までにおおむね解消
- ### 【その他の取り組み目標】

- ①特定既存耐震不適格建築物 耐震性が不足する全ての建築物を対象に確実な周知啓発を行う
- ②防災関連施設 府・市の関係部署や所有者と情報共有を行い、耐震化促進に取り組む

## 耐震化の促進に関する具体的な施策

○「安全」、「安心」、「まちづくり」への支援を耐震化促進の取り組みの柱とし、施策を展開する。



## 地方公共団体の役割

- 耐震化促進施策に係る計画を充実させる
- ①所有者の費用負担軽減のため、支援制度のさらなる構築と充実を図る。
  - ②所有者等の個別の事情に応じた助言や関係部局との連携などに留意しながら相談体制の整備を進める。
- 住民への支援等に関する周知・啓発の強化
- ①税制や低利融資制度を利用した耐震改修の促進の周知に努める。
  - ②リフォームに併せた耐震改修の促進の啓発・誘導に努める。